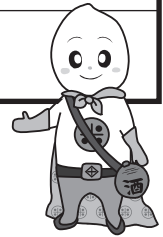


NEW

6. 事業の承継に係る取り組み

<p>●町内で10年以上経営している店舗や事業所を後継者に引き渡す場合</p> <p>(後継者に住宅部分も引き渡し、転居した場合) (住宅部分に引き続き居住するために改修する場合)</p>	<p>・助成額 50万円または100万円</p> <p>(上記助成額に50万円を加算) (改修費用40万円までを加算)</p>
<p>●町内で10年以上経営されている店舗や事業所を後継者として引き受け、5年以上経営を続けた場合</p>	<p>・助成額 25万円または50万円</p>
<p>●事業承継計画を策定する場合における委託費など</p>	<p>・補助率1/2 ・上限額50万円</p>

注) この助成の対象者は、町内に住所を有する商工会の会員事業所です。
★町ホームページで、過去の助成事例などを紹介していますのでご覧ください。



◆事業実績 (過去3年間)

年度	事業内容・件数
令和元年度 (15件)	事務所の新設 (1件)、倉庫の新築 (1件)、店舗の改修等 (5件)、設備の導入 (5件)、設備講習会の実施 (1件)、物販イベントへの出展 (1件)、土地・備品などの賃借料 (1件)
令和2年度 (12件)	店舗の新築 (1件) 店舗の改修等 (4件)、新たな広告宣伝 (3件)、設備の導入 (1件)、物販イベントへの出展 (1件)、新たな販売促進取り組み (2件)
令和3年度 (7件)	店舗の新築 (1件)、店舗への改装 (1件)、新たな広告宣伝の取り組み (2件)、生産性向上のための設備導入 (1件)、人材確保のための新たな取り組み (1件)、土地の賃借料 (1件)

2. 企業振興促進制度

町内における企業施設の新設や増設、設備投資を支援します。

○対象事業

内容	交付要件
新設	投資額1,000万円以上
増築または設備投資	投資額 500万円以上
町有地などへの移設	投資額1,000万円以上



○助成内容

1. 固定資産税の課税を10年間 (償却資産は5年間) 免除
2. 投資額の20%を助成 (上限3,000万円、交付上限年間1,000万円)
3. 施設設備の賃貸料の20%を3年間助成 (上限年間100万円)
4. 新規正規雇用者 (町民) の年間賃金支払額の5%を3年間助成 (上限1人当たり年間25万円、総額年間500万円)
5. 町外の新規正規雇用者が町民となった場合、1人当たり年額30万円を最長で3年間助成

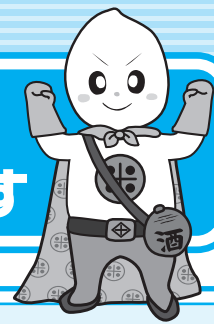
◆事業実績 (過去3年間)

令和元年度～投資助成2件、賃貸料助成1件、雇用助成1件
令和2年度～投資助成4件、賃貸料助成1件、雇用助成2件
令和3年度～投資助成3件、賃貸料助成2件、雇用助成2件

事業者の
取り組みを

応援

します



- 対象事業に着手（発注、契約、購入など）する前に申請し決定を受ける必要があります。
- 決定を受ける前に着手した場合は、助成を受けることができませんので、ご注意ください。
手続きや予算などの関係から、決定までに時間を要する場合があります。希望される時期に事業を実施できない場合がありますので、**お早めにご相談**ください。

1. 中小企業者応援制度

中小企業者が主体的に行う取り組みを応援します。

令和4年度から「6.事業の承継に係る取り組み」に対する助成制度を追加しました。

○対象事業と助成内容

対象の取り組み	対象となる取り組みや、対象経費などの例	対象経費に対する補助率、上限額など
1. 町内における店舗などの整備に係る取り組み	●店舗や事務所、工場を新築する場合における建築工事費や設備備品の購入費など	・補助率1/2～3/4 ・上限額200万円 (農産物直売施設は400万円)
	●住宅の一部を改修して営業する場合における改築工事費や設備備品の購入費など	・補助率1/2～3/4 ・上限額150万円 (農産物直売施設は300万円)
2. 新たな地場産品の開発、販路拡大などに係る取り組み	●開発のための調査、研究、施策をする場合における原材料費、外注加工費など ●販路拡大のための市場調査などに係る旅費、コンサルティング委託費など ●道外での展示会や見本市への出展に係る小間料、小間内装飾費、旅費など	・補助率3/4 ・上限額100万円
3. 商工業または観光の活性化に係る新たな取り組み	●生産性の向上のために新たに導入する設備費など	・補助率1/2 ・上限額50万円
	●販売促進に向け、新たな販売方法を調査研究するための専門家への委託費や視察に係る旅費など ●宣伝効果の向上のためにホームページを作成する場合における専門業者への委託費など ●新たな観光イベントを実施する場合におけるコンサルティング委託費など	・補助率3/4 ・上限額100万円
4. 業務に関する知識や技術を習得するための取り組み	●おもてなし向上のため、研修会を実施する場合における外部講師への謝金など ●専門知識を向上させるため、従業員を講習会に参加させる場合における受講料、旅費など	・補助率1/2 ・上限額（1人当たり）15万円
5. 人材確保のための新たな取り組み	●合同企業説明会への出展に係る小間料、小間内装飾費、配布物印刷代など ●求人情報誌への掲載料や求人ウェブサイトへの登録料など	・補助率2/3 ・上限額50万円